

平成18年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年6月23日

午前9時50分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	峯川敏明
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	山崎善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 水道決算審査特別委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について

追加日程 2. 発議第5号 「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書について

追加日程 3. 発議第6号 福祉等国会における慎重審議を求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時50分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、理事者の方から、先般、6月13日に行われました一般質問において、小野議員の一般質問に対する答弁の中で、一部数値に誤りがあり、答弁内容の訂正をお願いしたいとの申し出があります。よって申し出を許可したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。答弁内容の訂正申し出を許可いたします。

理事者の答弁を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 6月13日の小野議員の一般質問の中で、2番目の法務局斑鳩出張所の廃庁についてのご質問に対する私が答弁させていただきました内容に誤りがございました。と申し上げますのは、旧奈良地方法務局斑鳩出張所の建屋に係ります平成18年における不動産鑑定価格を、正しくは1,638万円でありましたものを1,680万と答弁いたしました。誠に申しわけありませんでした。ご訂正をご了承賜りますように、おわびかたがたよろしくご配慮の方お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私に対する答弁の中で、このようにして正式に訂正申し出させていただいてありがとうございます。その中で、全体でほかにはもうないんですかね、それだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 私の答弁では、特にこの分につきまして、数字的には間違っておったことでもありますけども、ただ、私の記憶の中ではそういったことでございます。申しわけございません。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） もう1つ思い出しました。申しわけございません。「平成」のことを「昭和」と言いました。それについては、「平成」でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） よろしいですか。

それでは、議事に入ります。

本日の議事日程は、開会初日に決定しておりますとおりであります。順序に従い議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月16日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります、（1）議案第44号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より、郵便による指名競争入札のメリットについての質疑があり、理事者より、談合防止と透明性の確保、また競争性の確保が考えられる。今後、郵便による指名競争入札も含め電子入札も考えていくとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第45号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）を議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より、工事における通学路の安全確保と周知についての質疑があり、理事者より、歩行者の安全対策については、十分な打ち合わせを行い、業者への指導も考えていくとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、（3）認定第3号 町道認定についてを議題とし、理事者の説明を受けた後委員から、幅員4メートル以下の道路の町道認定について、また町道152号線についての町の取り組みについて質疑等があり、理事者より答弁がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、（4）陳情第1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情について（その1）、（5）陳情第2号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情について（その2）の2議案につきましては、同じ神南4丁目のマンション建設に対する陳情書であり、

2議案を一括議題とし、進めることといたしました。

初めに、事務局より陳情書の朗読。なお、本件については、町側にも同じ内容の要望書が提出されている。開発許可申請に当たる町への事前協議の状況などの現時点での状況等、理事者より説明を受けました。

まず、概要について。当マンションの計画は、奈良県内の株式会社大栄不動産及び近畿中央ビルドという2社の連名で事業を行っている。次に、計画地は、国道25号線をはさみ、県立三室病院の向かい側の土地、斑鳩町神南4丁目359番1ほか7筆。この中には、三郷町三室1丁目地内の土地が含まれている。

次に、計画建築物の用途については、分譲タイプの共同住宅で148戸数となっている。

また、開発面積は約8,460平米、建築面積約3,892平米、床面積1万5,612平米、建物の最高の高さ14.95メートル、地上5階地下1階の計画となっている。

続いて、計画地の土地利用規制として、まず、用途地域は、斑鳩町内の土地は、第1種中高層住居、建ぺい率の上限60%、容積率の上限200%。三郷町の土地は、第1種住居地域で、建ぺい率と容積率は斑鳩町内と同じである。

また、15メートル高度地区に指定されており、建物の最高の高さが15メートル以下に制限されている。

当該地域は、宅地造成工事規制区域に指定されており、本計画に際し、一定の造成工事が伴うことから、開発許可申請とあわせて宅地造成許可申請が必要となる。

次に、これまでの経緯について、本計画に関して、今年3月3日に斑鳩町開発指導要項に基づく事前協議の申し出があり、現在、庁内の関係各課との協議を含めて手続に関する審査を行っている。また、地元説明会に関しては、これまで、本年2月初旬から4月末にかけて笠町自治会を対象に1回、神南自治会を対象に1回、紅葉ヶ丘自治会を対象に4回開催されている。

3月31日に笠町自治会から町長宛に陳情書と同じ内容の要望が提出されており、合意形成が十分に図られていない状況から、町として開発事業者に対し、地元自治会等と誠意をもって協議を進めるように引き続き指導をしているが、5月以降、開発事業者から町へ地元協議に関する報告はしていない状況にある。

以上、陳情第1号及び陳情第2号についての計画概要と経緯について説明を受けた後、

委員より、主に4点について質疑がありました。

1点目は、日影規制と斜線規制について質疑があり、建築申請の中で審査されていく事項であり、日影規制については、資料を提出させ確認をした結果、規制値内に収まっている。また、高さ規制についても、15メートルに対して14.95メートルでクリアしている。斜線規制については、規制のラインに収まっている。

2点目は、開発指導要綱の条文に住居説明会及び利害関係者との協議について明記されているが、地元自治会では、十分な説明会がないとのこと、町の認識について質疑があり、住民説明会は今まで6回開催、計画図面を示し事業内容の概略の説明をしている。また、各自治会においては、状況は違いますが、笠町及び紅葉ヶ丘自治会においては、終結したという認識はしていない。

3点目は、町と県において今回の計画についての問題がないのかとの質疑があり、町においては、開発指導要綱に基づく審査、建築基準法に基づく協議等行っている。県については、今後の現状において、地元の方との合意形成が図られていない問題以外は、問題がないものと認識している。

4点目は、三室地区自治会と紅葉ヶ丘自治会で結ばれている「生活環境と景観を守る協約書」の法的根拠、規制について質疑があり、この協約書は、両自治会の方で良好な景観を形成することについて合意されているもので、町が行政指導をする上で法的な根拠となるものではない。また、建築規制に至るまでの法的拘束力はない。

ほかに、事前協議から開発工事までの流れについて、また開発指導要綱と建築確認の関係について等の質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

以上、質疑を終結し、陳情書の取りまとめをいたしました。

その結果、本件については、現在のところ、建設にかかわる進捗状況で不明な部分も多々あり、本日直ちに結論を導き出すことについては、もう少し慎重に状況判断をする必要があり、当委員会として継続審査といたしました。

続いて、継続審査案件であります(1)公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、現在発注済みの公共下水道工事の進捗状況で、前回の事前委員会より新たに増えた路線について、今議会に契約の議案とし上程している議案第44号 第14工区-1工事、議案第45号 第24工区-1工事の各路線についての報告がありました。

次に、6月9日現在の公共下水道接続申請状況は、確認申請受付件数が927件、検査済み件数が769件、また融資あっせん利用件数が13件、浄化水槽雨水貯留施設転用申請件数が8件となっている。

公共下水道事業に関することについては、委員会として、説明を受け、了承することといたしました。

次に、各課報告について、(1)町道101号線の交通安全対策について担当課より説明があり、委員より、今後、事前に経過報告するようとの指摘がありました。

以上、各課所管に関する件については、報告を受け、了承したということで終わりました。

次に、その他として、委員より、1、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例について、2、用途地域の見直しについて、3、富雄川の井堰について、4、三代川の改修に伴う予算と土地の買収について、5、県道大和高田斑鳩線の御幸大橋右折レーンの現状と今後の見通しについて、以上が開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、1、公共下水道事業に関することについて、2、陳情第1号 神南4丁目マンション建設に関する陳情書について(その1)、3、陳情第2号 神南4丁目マンション建設に関する陳情書について(その2)、4、委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決し議長に申し入れております。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、三木委員長。

○厚生常任委員長(三木誓士君) それでは、厚生常任委員会委員長報告を行います。

本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月19日、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、審査の結果と概要について報告いたします。

まず、本会議からの付託議案についてであります。

議案第40号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者から、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、4月1日か

ら施行されるに当たり、長期譲渡所得に係る市町村民税の課税の特例を規定する条項改正があったことによる国民健康保険税条例の条文整理を行うとの説明がありました。

本件については、特段の質疑もなく、お諮りしたところ、委員会として満場一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、10月1日施行の医療制度改正により、電算システムを変更する必要がある、それらの経費を計上するものであるとの説明を受けました。

委員より、1、国の制度改正に伴い、105万円の費用が町負担となることは理不尽である。2、システム改正の必要性について国会で成立しているが、具体的内容と今後はどうなるのか、国庫補助等はないのかとの質疑があり、事務費としての補助は聞いていないとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、委員会として満場一致で可決すべきと決しました。

次に、議案第43号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、平成17年度本特別会計の収支において、医療諸費に係る支払基金交付金、国庫負担金、県負担金の超過交付を受けたことにより、これら超過分を平成18年度予算において償還するための費用、電算システム改修のための経費を計上しているとの説明がありました。

委員より、委託料84万円の電算システム改修費用の具体的内容について質疑があり、平成14年の時に老健会計で補助金が出たことがあり、可能性はあるが、国保と同様に医療制度改正によりシステム改修を行わなければならないとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で可決するものと決しました。

次に、継続審査、（仮称）総合福祉会館整備計画について報告します。

理事者より、事業認定の協議を県用地対策課と行っているが、事業用地の認定で少し時間がかかることとなったが、当初報告どおり大枠での変更はなく、平成18年度には実施設計を行い、19年度着工を目指して取り組んでいくとの報告を受けました。

委員より、1、事業認定をもらうに当たって、その手続はどの程度かかるのか。2、プロポーザル方式について。3、審査委員を決める方法は、また人数について。4、プロポーザルが遅れることはあるのか等の質疑があり、理事者より答弁がされています。

次に、各課報告事項について。

1、議案第41号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、

当委員会に所管するものについて報告を受け、委員より、①、障害者福祉計画推進協議会の人数、開催計画、内容について。②、協議会は年度中に3回開催を予定しているとのことで、1回目は7月中に開催されるが、2回、3回目はいつか。3月議会への報告はどうなるのか等質疑があり、答弁がなされています。

本件については、委員会として満場一致で了承することといたしました。

次に、2、後期高齢者医療制度について、理事者より、制度の概要、広域連合について、制度に係る広域連合の設立までのスケジュール、現行老人保健制度の経過措置について等の説明を受けました。

委員より、①広域連合の準備委員会の構成はどうなっているのか。②福祉医療制度の問題で、保険のきかない治療はどのように考えているのか等福祉医療との問題について質疑があり、理事者より答弁がされております。

また、理事者より、夏に実施している障害者3事業について、8月8日は一日里親、7月30日、31日は心身障害者ふれあいの集い、8月31日は身体障害者ふれあいの集いを予定している。また、敬老会は9月9日かかるがホールで、愛と輝き夢フェスタは9月16日中央公民館での開催を予定しているとの報告を受けました。

その他として、委員より、①焼却場の次期契約について、②基本健康審査の費用について、③国民年金の不正事件について、④あくなみ苑の食事故について等の質疑があり、理事者より答弁がされております。詳細については、会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会の閉会中の継続審査の申し出を議長に行いましたので、報告をいたしておきます。

これをもちまして、厚生常任委員会委員長報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。8番、坂口委員長。

○総務常任委員長（坂口 徹君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。

本会議より付託を受けました議案等の審査を行うため、6月20日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会いたしましたので、その概要と結果について報告いたします。

まず初めに、付託議案であります、1、議案第37号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例について、理事者より説明を受けた後、委員より特段の質疑もなく、本案は満場一

致で可決すべきものと決しました。

次に、2、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受けた後、委員より、委員の報酬の見直しを行うと聞いているが、その時期などについての質問があり、理事者より、今後開催される特別職報酬等審議会において検討いただき、報告したいとの答弁がありました。お諮りしたところ、本案は満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、3、議案第39号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受けた後、委員より、生命保険控除について、寄附金控除について、税源移譲による町としての税収について、たばこ税についてなどの質問があり、理事者より答弁がされております。

本案については討論となり、たばこ税の引き上げは、道理の通らない増税で認めるわけにはいかない。また、税源移譲に伴う所得税と個人住民税の税率変更による人的控除額の差額調整は行われるが、生命保険控除の差による増税効果などが解消されていないことや、寄附金控除の対象範囲が、住民税では寄附金控除を受けた人が増税になってしまうという問題があるとの反対意見があり、次に、今回の条例改正は多少なりとも所得税から個人住民税への税源移譲がなされ、納税者の負担が増えないように各種の配慮もなされている。また、たばこ税についても、取れるものから取れという思いもあるが、喫煙されない方の立場に立つとやむを得ないとの賛成意見がありました。賛否の表決の結果、本案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、4、議案第41号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、理事者より説明を受けた後、委員より若干の質問があり、一定の答弁がされております。お諮りしたところ、本案は満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

（仮称）文化財活用センター設置に伴う概算費用について、建物の払い下げ及び土地の買い取り費用が約6,700万円、建物の改築及び建設費用が1億4,000万円、展示設備費が1億3,200万円、発掘及び実施設計費が1,200万円を見込んでおり、全体として3億5,100万円になる見込みである。古墳本体の事業費については、全体として1億8,700万円程度になる見込みである。

また、法務局跡の払い下げについて、7月1日付で建物及び建物付属物の引き渡しを

受けることとなった。敷地の買い取りについては、平米当たり5万4,450円で、他の3町と協議が整い次第契約していきたいとの説明がありました。

委員より登記についての質問があり、理事者より、現在、町有の建物については登記していないが、今後どうしていくか検討していきたいと考えているとの答弁がありました。また、県下の文化財センター等の比較資料について、当町との比較及び各施設のパンフレットのコピーも添付したものを再提出していただき、視察については、今後、日程等を調整の上実施していくことを確認いたしました。

次に、各課報告事項であります。

1、第3次斑鳩町総合計画後期実施計画について、2、第2次斑鳩町男女共同参画推進計画について、3、第3次斑鳩町行政改革実施計画前期計画の見直しについては、前回の委員会に引き続き質問をお受けしたところ、委員より、総合計画について、前期を総括して後期にどう役立てていくかということから見ると、そうなっていないように思う。実施計画なのだから、目標設定だけを書くのではなく、具体的に実施していくという意欲のあらわれを出して進めていくべきものではないかななどの意見や、成人式について、コミュニティバスについて、中学校図書について、ふるさと秋祭りについてなどの質問や意見がありました。

次に、4、平成19年度職員採用試験の実施についてで、1次試験を8月20日に、また2次試験を9月下旬に予定しており、受験の申込書の配布、及び受け付けを7月3日より7月31日まで行うとの報告がありました。

次に、5、子ども模擬議会については、8月10日に町内の小学6年生、中学1年生で各クラス1名ずつの16名の児童生徒の参加を得て実施したいとの報告がありました。

次に、6、学校給食の運営については、調理洗浄業務の民間委託を、平成19年度は斑鳩南中学校において導入する予定で、平成19年の1月に入札を予定しているとの報告があり、委員より、委託業者の選定などについての質問があり、理事者より一定の答弁がされております。

続いて、特別職報酬等審議会の設置についてで、委員6名でもって6月30日に第1回目の審議会を開催し、11月に答申をいただきたいとの報告がありました。

続きまして、その他について、子ども文化体験プログラム事業の予算について、国からの公金でありながら公金の扱いがなされていないというような資金の流れがあること

について問題があるように思うとの意見や、個人情報保護に関することについて、町民プールに関することについて、議場における態度について、スポーツクラブに対する投書についてなどの質問があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上が、総務常任委員会における審議の概要と結果であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、水道決算審査特別委員長報告について、水道決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。9番、浦野委員長。

○水道決算審査特別委員長（浦野圭司君） それでは、水道決算審査特別委員会報告をさせていただきます。

6月15日に全委員出席のもと水道決算審査特別委員会を開催し、本会議から付託を受けました認定第2号 平成17年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、最初に辰巳代表監査委員様から、決算審査意見書に基づく報告を受けました。

その内容は、平成17年度斑鳩町水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示されていると判断出来ると報告され、また水道事業全般では、人件費、受水費、資産減耗費、支払利息等が軒並み下方シフトされ、その他の営業費用についても絶えざる見直し、無駄の排除をされ、当然の結果として好業績となっているとの報告がありました。

その一方、検討すべき点として、会計面で期末の未収給水収益が、確定した未収金と期をまたがる経過期間部分の未収収益により構成されていることが、これを適切であるかどうか検証する時に難が生じる点等、若干の指摘事項がありました。

監査委員の報告の後、各委員に質疑を求めたところ、別段質疑はありませんでした。

続いて、理事者より、平成17年度斑鳩町水道事業決算の説明を受けました。

その内容は、1つに、業務執行状況では、契約件数が前年より82件増加し9,988件となり、年間給水量は338万3,147立方メートルで、前年より微減したこと、また有収率については、94.0%で、漏水調査や配水管整備促進によって効果を出していること。2つに、建設改良費では、配水設備で老朽管の更新事業等で5,680メートルの工事を行い、また石綿管の更新では1,509メートル実施したこと。3つ目に、財政状況として、1億770万8,922円の営業利益となり、営業費用は6億4,115万9,853円であったこと。その結果として、純利益は5,421万4,17

4円となったこと。まとめとして、人口の伸び悩みや節水意識の向上により、水需要が伸びない状況ではあるが、住民の安全、安心を守るため、石綿管や経年塩ビ管の更新に努め、水道水安定供給に努めたとの報告がありました。

これに対して委員から質疑があり、1つに、監査委員の報告では、全般的に好営業成績であるとの報告を受けたが、執行部側として自己分析について。2つに、漏水調査の実態について。3つに、水道業者の工事入札落札率について。4つに、今後の石綿管、経年塩ビ管の更新計画について。5つに、水道訪問診断実施の内容について等の質疑があり、理事者より答弁がなされました。詳細は割愛させていただきます。

以上、審査の後、認定第2号 平成17年度斑鳩町水道事業決算の認定についてお諮りしたところ、満場一致で認定すべきものと決しました。

以上が、当委員会の審査概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただきますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

これをもちまして委員長報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第37号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第37号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第38号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第39号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、議案第39号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、この議案に至る経過といたしましては、第164通常国会の3月27日に成立した地方税法改正です。私ども日本共産党と民主党、社民党、国民新党が反対し、政府与党の自民・公明両党の賛成多数で可決したものに基づくものですが、住民に大きくかわる問題であるのに、4月から適用されるものについて、議会での議論を見ずに町長専決処分となったことについても、反対をさせていただいた経過がございます。

なお、今回の議案につきましては、この議案要旨に書かれておりますように、個人町民税とたばこ税について要旨で書かれております。

まず、個人町民税の方なんですけど、1点目として、「地震保険料控除の創設」というふうに書かれております。この創設において、損害保険料控除が廃止されます。地震保険は、単独で加入出来ず、損害保険の特約でしか加入出来ない。そして、損害保険料控除の適用者は、全国で2,263万人、納税者の45%となっています。しかし、日本損害保険協会によりますと、この地震保険に加入しているのは932万人で、火災保険への付帯率は37.4%にとどまっている。ですから、火災保険だけにしか加入していないという方が6割を超えているような状態です。当然、損害保険だけに加入している場合には、増税となってくるということを申し上げておきたいと思えます。

また、平成18年度は、所得譲与税として移譲されました税源移譲の問題では、平成19年度実施で所得税から個人住民税へと約3兆円の税源移譲をするということに基づきましてこの改正が提案をされているところでございますが、この中で住民税と所得税の割合を変えていく中には、今は細かいことは申し上げませんが、その中で不備が生じてくる、差額などが出てくるということで、この3つ目として「調整控除の創設」というふうになされているわけなんですけど、この調整控除におきましては、人的控除額の違いが、住民税と所得税で基礎控除の部分で違いがあるということで、所得税、個人住民税の合計で生じてくる負担増を解消するための減額措置を行わなければならないということから調整をされると言われているわけなんですけど、ただしこの人的控除以外の控除で、生命保険料控除、損害保険料控除、寄附金控除の差にはこの措置がとられていないということでは、若干の負担増が生まれる場合が出てきます。

そして、さらには、同じく人的控除額の違いから生じる住民税課税所得で700万円を超える方の減税分、単身者はゼロですが、扶養家族1人は1,500円、標準家族、

夫婦・子ども2人で8,400円に対しては、増額措置がとられていないために負担減となります。この影響額は、全国で65億円程度と言われておりますが、私は700万円を超える、住民税課税所得で700万円を超えるという、そういった高額の所得者の方たちが負担減となることについても問題があるのではないかと。この課税所得700万円を超える納税者が全国に171万5,000人いらっしゃいます。

これらの問題点について精査する中で、やはり私たちは低所得者層の方々の暮らし向きが苦しくなる方向ということについてはとても納得が出来ない。その反面、こういった高額の所得者に対する負担減が生じているということについても大きな疑問を感じております。

また、2つ目の町たばこ税につきましては、1,000本当たりのたばこ税で、道府県分や市町村分、そして国税、小売り手数料など合わせて1本1円の影響が出るという内容でございますが、今回のたばこ税の増税につきましては、もともと児童手当拡充の財源として出され、事実上の特定財源下であるというような議論の中での批判もありましたが、報道などでも、政権運営上の都合でこういうものを実現したというような書かれ方もしておったと思います。

私は、発効した国際条約、たばこ規制枠組み条約と言われるこの条約の締結国の責務として、たばこを継続的かつ実質的に減らす総合的対策の検討の結果としてこれを行うというものであるのなら納得は出来るのですが、そういった政策的な党略的な陰の強いものであるということについては承知が出来ないということをお願い添えまして、さらに最後には、この住民税が増額となる、このことで、住民税の額で色々なほかにかかわる保育料など、自治体では住民税を基本としてその制度を確立している場合がございますこれらの負担増と、それぞれの制度の中で負担増とならないように今後も措置をとられることを最後をお願いを申し上げまして、私の討論を終わらせていただきます。どうぞ議員皆様のご賛同をよろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。1

1番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、議案第39号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

この条例改正は、持続的な経済社会の実現に向けて税制改正が検討され、これを受けて地方税法の一部を改正する法律等が、平成18年3月31日に交付されたことにより

町条例を改正するものです。

今回の税制改正の大きな特徴は、昨年11月に政府与党が合意した三位一体の改革が具体化したことにあります。地方に出来ることは地方にという方針のもと、平成18年度までに4兆円程度の国庫補助負担金の改革、3兆円規模を目指した税源移譲と地方交付税の見直しを行うというものでありますが、地方の立場から見ますと、国庫補助負担金の削減を見合いに、国の所得税から地方の個人住民税へ税源移譲が実施されることは画期的であり、その意義は大きいものがあります。

このことは、地方分権を実施するに当たって、大前提となる地方税源の充実強化、財源の自主決定が、まだ一部ではありますが、実現されるということであり、地方分権が目的とする地方の自律性を高め、行政施策の自主決定と共に、国からの税源移譲は非常に望ましいことでもあります。

また、この税源移譲に伴って、納税者の所得税と地方税を合せた負担は変わらないように配慮されておりますし、一方では個人住民税で比例税率がとられたことにより、個人住民税だけをとりますと、高額所得者には減税、低額所得者には増税となり、当町のように大都市に比べて財政力の低い地方自治体にとっては有利になるものであります。このように、地域間の財政力格差の是正に配慮されたことについても評価出来るものであります。

また、町たばこ税につきましては、増税となっておりますが、国のみならず地方においても非常に厳しい財政事情にあります。税収増を図るため、今回のたばこ税の税率改正についてはやむを得ないものと考えます。

地方分権に向けた改革はまだこれからであります。税源移譲という大きな一歩を踏み出した意義は大きく、税源移譲を実現するための改正となります。

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成するものであります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第39号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第40号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第40号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第41号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第41号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第42号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第42号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第43号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第43号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第44号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第44号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第45号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第45号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、認定第2号 平成17年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第2号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第3号 町道認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第3号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について、追加日程2、発議第5号 「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書について、追加日程3、発議第6号 福祉等国会における慎重審議を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について、追加日程2、発議第5号 「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書について、追加日程3、発議第6号 福祉等国会における慎重審議を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、

発議第4号

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金
及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の
規制等に関する法律」の改正を求める意見書について
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年6月23日提出

議会議員

小 野 隆 雄

里 川 宜志子

松 田 正

浦 野 圭 司

三 木 誓 士

中 西 和 夫

この意見書提出に至った経緯につきましては、先ほど全協で議会運営委員長報告の中でも報告いたしましたが、議員皆様にも配付されております全国青年司法書士協議会からの要請書に記載されている要請の理由等を理解し、議会運営委員全員での意見書提出に至っております。

それでは、意見書の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年度21万件と依然として高水準にある。

これは、消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている。

また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にもものぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。

現在、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、「出資法」という）上の、上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業している。

この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という）及び出資法の一部改正法）制定の際、同法施行後3年を目処に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされている。

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下にあるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利である。

金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば貯蓄のない家庭が2割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れない。年収が200万円、100万円台であったり、多くの人がパート労働・契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情である。突発的な資金需要、病気・怪我等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入をすれば、誰でも家計が圧迫され返済困難に陥るのは目に見えている。

リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限りこれを有効な利息の支払と「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸付を助長し多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場におかれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、また、「貸金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえる。

従って、貸金業規制法43条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要性はなく日賦貸金業者（日掛け金融）に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、斑鳩町議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律」及び、「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請する。

記

第1. 「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律」の改正につき

- (1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- (2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

第2. 「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき

- (1) 現行法43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月23日

奈良県斑鳩町議会

以上のとおりでございますので、議員皆様方のご賛同を得ますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案

どおり可決することについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書については、満場一致をもって可決いたされました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第4号の可決により、要請第1号については採択されたものとみなします。

続いて、追加日程2、発議第5号 「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書についてを議題といたします。(「議長」と吉川議員述べ)

10番、吉川議員。

○10番(吉川勝義君) 今、議長の方から提案説明ございました発議第5号につきましては、今日いただいて、私も今ちょっと読んでおるわけなんですけれども、中身についてまだまだ理解出来ないことがたくさんありますので、退席を許可していただきたい。よろしくをお願いします。

○議長(中川靖広君) はい。次に、提出者の説明を求めます。13番、木澤議員。
暫時休憩します。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時06分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

発議第5号の提出者の説明を求めます。13番、木澤議員。

○13番(木澤正男君) それでは、まず初めに議案書を朗読させていただきます。

発議第5号

「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書について
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年6月23日提出

議会議員

木澤正男

里川宜志子

それでは、これにつきまして、意見書の朗読をもちまして提案説明にかえさせていただきます。

「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書

3月24日の県議会本会議において「奈良県少年補導に関する条例」が成立した。本条例は青少年の犯罪でもない行為を不良行為とし、補導の対象とするものである。警察が子どもたちを「取り締まりの対象」とみて、警察職員の権限を拡大し、更には県民に義務付けまでして、子どもへの監視を強化することが少年非行の防止と少年の健全な育成につながるとの発想は根本的な誤りがある。

また、条例で定められる警察権限の拡大は、現行法の範囲を大きく逸脱しており、少年の内心の自由、財産権、プライバシー権の侵害にあたり、憲法第13条から導かれる警察比例の原則に反する。このことから日本弁護士会会長の反対声明、奈良弁護士会会長の反対声明に続き、近畿弁護士連合会が反対決議をあげるなど、様々な問題点が指摘されるとともに、多くの県民やまた、斑鳩町内の保護者からも心配の声があがっている。

少年の非行防止や立ち直り支援は、教育・福祉の諸施策の充実によってこそ実現すべきもので、このことは「少年非行予防のための国連ガイドライン」や内閣府の「青少年の育成に関する有識者委員会報告書」からも明確である。

奈良県でも、学校や地域社会、福祉機関や医療機関などの連携を強め、全県民的な議論のなかですすめるべきものであるが、県民的な議論は十分になされていない。

拙速をさげ、本条例の7月1日からの施行を中止し、十分に議論することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

奈良県斑鳩町議会

どうか議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程2、発議第5号「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

次に、追加日程3、発議第6号「福祉等国会における慎重審議を求める意見書につい

てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第6号

福祉等国会における慎重審議を求める意見書について
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年6月23日提出

議會議員

三 木 誓 士

里 川 宜志子

浅 井 正 八

木 田 守 彦

意見書の文章を読み上げさせていただきますして提案説明とさせていただきます。

福祉等国会における慎重審議を求める意見書

介護保険法の改正や障害者自立支援法により、介護保険制度が大きく変わり、障害者の大きな制度転換となった。本年10月から、いよいよ当町の責務としての地域包括支援センターが実質的に機能することや、障害者の認定区分を決定し、地域支援事業など必須事業を構築しなければならないところであるが、さらに、医療制度「改革」としての法案が可決成立となった。

この間に、直接住民と係わる地方自治体も地方議会も、住民からのさまざまな窮状を聞きながら、住民の福祉向上に努めているところであるが、指針など詳細については、把握がしにくく、苦慮している状況となっている。

よって住民の福祉を守るために下記のとおり要望する。

記

1. 福祉等に関わる制度を改正する場合は、公聴会などでの公述人の意見など、十分に取り入れ、国会において慎重審議をされ、指針などを示す政省令は、速やかに公布すること。
2. 低所得者・重症者への施策は実態に見合った確実なものにすること。
3. 制度利用は制限することを先行させず、必要な利用を妨げることのないようにすること。

4. 今後の、介護保険法と障害者自立支援法の統合、後期高齢者の保険制度創設については、当事者の意見や地方自治体等の意見を十分に聴取すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月23日

奈良県斑鳩町議会

以上の内容でございます。どうぞ皆様のご賛同をいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程3、発議第6号 福祉等国会における慎重審議を求める意見書については、満場一致をもって可決いたされました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。（「議長」と吉川議員述ぶ）

10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 私、第5号の案件に対して退席を議長に求めたわけですが。その後は、全然連絡ないんですか。

○議長（中川靖広君） 暫時休憩します。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成18年第3回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

去る6月6日に本会議を招集し、付議させていただきました16議案につきまして終始ご熱心にご審議をいただき、いずれの議案につきましても原案どおりご承認賜りまして、心より深く感謝を申し上げますと共に厚くお礼を申し上げます。それぞれの議案や一般質問の中で議員皆様方から賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分理解、認識し、私をはじめとし職員一丸となって行政運営に反映させるよう努力してまいりたいと考えております。

平成18年度の諸事業、諸施策の展開に当たっては、計画の目的に沿って鋭意努力を行い進めているところであります。いろいろと難しい課題もありますが、精いっぱい努力してまいる所存でありますので、議員皆様方には、今後ともより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨も最中となり、ますます暑さが増してくる季節となりましたが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、平成18年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時23分 閉会)